

藤沢市地震対策条例の一部改正について
藤沢市地震対策条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地震対策条例の一部を改正する条例

藤沢市地震対策条例（昭和59年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条～第25条」を「第20条～第24条」に、「第26条～第30条」を「第25条～第29条」に、「第31条～第33条」を「第30条～第32条」に、「第34条」を「第33条」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章中第21条を第20条とし、第22条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第5章中第26条を第25条とし、第27条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

第6章中第31条を第30条とし、第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第7章中第34条を第33条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、災害対策基本法の改正により、条例で定める「広域避難場所」と同様の役割を持つ「指定緊急避難場所（大規模火災）」の指定が義務付けられ、令和3年3月にその指定が完了したことに伴い、規定の整備をする必要による。